

## その六 人民元の調達方法と法的手続

城西支部顧問 田口研介

### I. 現地法人による人民元の調達方法

中国進出日系現地法人による人民元の調達方法は下記の通りである。

#### 1. 銀行借入

短期借入金より長期借入金の方が財務の安定性があるが、中国では借入期間が長い程、高い金利を設定しているため、1年以内の短期借入金で資金調達を行い、返済期日に借換える「ロールオーバー」方式を選択する方が資金コスト面で有利になる。

#### 2. 手形割引

短期資金の調達手段として受取手形を割引き現金化する方法もある。割引率は通常、短期借入金の金利より割安に設定されており、この方法によると資金コスト面で有利になる。

#### 3. 社債・CP

社債やコマーシャルペーパーの発行による資金調達には、当局の厳しい制約条件があるが、銀行借入より調達金利が低率なので、これらの調達方法も検討に値する。全国金融工作会議からは「債券市場の発展を加速させ、資本市場の育成に注力する」との方針が示され、証券管理委員会から「公司债券発行試行弁法」が公布されている。試行弁法では国有企業を管理・監督する国家発展改革委員会の発行による「企業債」とは別に、株式会社が発行する「公司債」があり、認定された企業は同委員会の許可を得て公司債を発行して資金調達を行うことができる。適用金利は当事者間の協議によるが、某大手企業の発行事例では年5%で、金融機関による1年物貸出金利の6%前後と比べると割安である。なお、短期債の発行には企業の財務状況の報告と格付機関による格付の取得が欠かせない。

#### 4. 親子ローンによる調達方法

現地法人が日本本社から資金調達する、いわゆる親子ローン方式による人民元の資金調達に当たっては、三つの方法が考えられる。

第一に、現地法人に対する日本本社の出資金、増資金、長期貸付金、短期貸付金の勘定科目を計上し現地法人に円建送金を行い、現地法人が人民元建に換えて人民元を受取る方法

第二に、日本本社が国内の取引銀行に対し現地法人の借入債務の保証を依頼することによって、現地法人が日本本社の取引銀行の現地法人から直接、人民元を調達する方法

第三に、スタンドバイ・クレジット方式、即ち、日本本社が地場系の銀行宛に信用状を発行して現地法人の借入債務の保証を行うことにより、現地法人が地場系の銀行から直接、人民元を借り入れる方法

本社の出資金や増資金は現地法人の恒常的な資金調達に対応する勘定科目なので、問題ないが、本社の長期短期貸付金は現地法人において随時、発生する資金需要に対応する勘定科目なので、現地法人の期間利益が確保され配当可能な財務状況であることを当局に認定されない限り、現地法人の長短借入金を本社に返済することは認められない。さらに現地法人の増資に際しても、現地法人の定款変更登記及び営業許可証の更新手続が必要となり、それらの交付迄に数カ月を要する点に留意すべきである。

## II. 親子ローンによる人民元調達の留意点

前段の日本本社と現地法人との親子ローン方式による人民元の資金調達に際しては、当局への外債登記の手続が不可欠であったが、借入外貨の円貨を人民元に換える際、銀行審査のみの手続で済むことになった。

以前は外貨建ての親子ローンのみ借入が可能であったが、政策当局の「クロスボーダー人民元建て直接投資に関する問題についての通達」及び「外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法」の発効により、人民元建、外貨建いずれも借入が可能になっている。

借入期間は当事者で決定することになるが、実務面では外債枠との関係上、1年以内の短期借入が大半を占めている。当事者で決定する借入金利が国際市場金利と比べて大差があると、再検討を求められることがある。

### ◇人民元の調達に際して必要な法的手続と留意点

- ①外債登記後の借入外貨の用途は、輸入原材料や機械設備等の購入代金、妥当な運転資金であること、金銭貸借契約証書に記載された用途に限定されること。
- ②借入外貨の返済完了後、外貨管理局において外債抹消の登記手続を行う必要があること。
- ③借入外貨の期限前返済は金銭貸借契約証書に当該条項が記載されておれば可能である。
- ④借入れた現地法人は毎月、借入経過期間における支払利息の費用計上を行う必要がある。
- ⑤人民銀行には所定の企業情報の登記が必要になる。
- ⑥親子ローンの実行には外貨管理局の許可申請、専用口座の開設が必要であり、借入実行まで1ヶ月程度の日数を要する点に留意すべきである。
- ⑦借入には日本本社の債務保証付きが通常で、手続が複雑で日数がかかるので、早めの資金計画の立案を含む諸準備に取り組む必要がある。

## III. 外債登記及び外債枠に関する法的手続

現地法人が地場銀行から人民元を借入調達する際、外貨管理局に外債登記を行う必要がある。借入金額は定款に登録された総投資額から資本金を控除した残額の範囲内に限定される。総投資額とは創業に必要な土地使用権や機械設備等の固定資金と運転資金の総額をいい、資本金とは現地法人の設立時、外貨管理局に登録した資本金をいう。総投資額と資本

金が事前に登記されるからには、幾らの総投資額で事業を展開するのか、詳細な事業計画と資金計画を立案して数字を煮詰め、総投資額と資本金を把握し決定しておく必要がある。

#### 1. 外債登記

現地法人は日本本社と出資金及び長短貸付金に関する契約締結後、15日以内に外貨管理局に登記する必要がある。提出書類は申請書、本社との金銭貸借契約書の原本、現地法人の営業許可証、批准証書等である。書類提出後、外貨管理局の審査を受け、「外債登記証」が交付される。外債の受払は別途、開設する外債専用口座を通して行われることになる。

#### 2. 外債枠

前述の通り、現地法人設立の際、総投資額と資本金を登記する必要があるが、総投資額から資本金を差し引いた差額を「外債枠」と称し、現地法人の借入可能な金額は外債枠以内に限定され、長短借入金に依存した現地法人の設立は不許可になるので留意すること。

### IV. 現地法人による海外送金の法的手続と留意点

現地法人による日本本社を含む海外送金は貨物の輸入代金、知的財産権等の使用料、現地法人の期末配当金が対象になる。

#### 1. 貨物の輸入代金

現地法人名義による貨物の輸入取引に係る通関実績と代金決済との照合システムが廃止され、銀行の書類審査のみで済ませることになったが、実態のある輸入取引か否かについて厳格な審査が行われ、提出書類が不揃いでは代金決済が認められない。

#### 2. 知的財産権等の使用料

サービス関係の取引で1件5万米ドルを超える送金、他社の技術特許、ソフトウェア、ノウハウ、設計図等の知的財産権の使用に係る対価の送金に際しても、当局の登記証が必要になる。ロイヤリティ方式による送金には、送金額の妥当性について審査される。いずれの送金事案も5万ドル未満では銀行審査で処理されるが、5万超10万ドル未満では税務当局への事前登記が不可欠となる。

#### 3. 現地法人の期末配当金

現地法人の期末配当金については、所要の手続を経て銀行から人民元でも、外貨でも送金は可能である。ただし、配当金は会計年度終了後の会計監査を経て董事会で承認された利益処分案が審査対象になること、また過年度の損益や準備基金を差し引いた利益の範囲内の期末配当金でないと認可されない。